

## 大垣市ハートフル学生応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保護者等から離れ学業に励む学生に予算の範囲内で本市の特産品等を送付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響下にある単身の学生生活を応援するとともに、市内事業者の支援や将来的な関係人口・定住人口の確保を図ることを目的とする大垣市ハートフル学生応援事業の実施について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第97条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法134条に規定する各種学校
- (2) 学生 大学等に在学する者
- (3) 保護者等 特産品等の送付対象となる者（以下「送付対象者」という。）が、未成年者である場合は民法（明治29年法律第89号）第820条に規定する親権を行う者、成年者である場合は父母兄弟又はこれに準ずる者

### (送付対象者)

第3条 送付対象者は、過去に当該事業による特産品等の送付を受けていない者で、申請時において次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市出身で市外に居住する学生（住民票を大垣市に置いたまま、市外に居住している学生を含む。）で、次の要件のいずれにも該当するもの  
ア 市外の大学等に在学中であること。  
イ 保護者等が市内に住民票を有していること。
- (2) 本市以外出身で市内に居住する学生（住民票を市外に置いたまま、市内に居住している学生を含む。）で、次の要件のいずれにも該当する

もの

ア 市内の大学等に在学中であること。

イ 保護者等が市外に居住していること。

(送付の申請)

第4条 特産品等の送付を申請することができる者は、送付対象者又は送付対象者の保護者等とし、申請は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 前条第1号に該当する者又はその保護者等

ア 大垣市ハートフル学生応援事業申請書(市外学生用)(第1号様式)

イ 市外の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し

ウ 市外に居住していることを証明する書類等の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 前条第2号に該当する者又はその保護者等

ア 大垣市ハートフル学生応援事業申請書(市内学生用)(第2号様式)

イ 市内の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し

ウ 市内に居住していることを証明する書類等の写し

エ 保護者等が市外に居住していることを証明する書類等の写し

オ その他市長が必要と認める書類

2 申請の受付期間は、令和3年5月1日から令和3年6月30日までとし、郵送又はメールにて市長に提出するものとする。

(送付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、必要に応じて調査等を行い、その内容を審査し、特産品等の送付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により特産品等の送付を決定した場合は、大垣市ハートフル学生応援事業特産品等の送付通知書(第3号様式)により、送付できない旨を決定した場合は、大垣市ハートフル学生応援事業特産品等送付不可通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により特産品等の送付を決定したときは、特産品等を当該申請に係る送付対象者に送付するものとする。

(送付決定の取消し及び公費負担額の返還)

第6条 市長は、前条第1項の規定により特産品等の送付の決定を受けた送付対象者又は保護者等について、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該決定を取り消し、当該申請者に大垣市ハートフル学生応援事業送付取消通知書（第5号様式）を送付するものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により送付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 特産品等を他に転売したことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が不当と認める事由が判明したとき。

2 市長は、前項の規定により送付決定の取消しを行ったときは、当該申請者に対し、当該送付に要した公費負担額の返還を求めることができる。

（周知）

第7条 市長は、送付対象者の要件や申込方法等の事業概要について、市ホームページ等により市内外に周知するものとする。

（個人情報）

第8条 申請書に記載された個人情報については、本人の承諾がない限り、本事業に係る業務以外には利用しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

大垣市ハートフル学生応援事業申請書（市外学生用）

令和 年 月 日

大垣市長 様

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

※ 学生本人または保護者等の方が申請できます。

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

対象者（学生）の 情報	(フリガナ) 氏 名	( )	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)	
	現住所 (発送先)	〒 -			
	学校名 (学年)	( 年)			
	電話番号		メー ル ア ド レ ス		
保護者等の 情報	(フリガナ) 氏 名	( )	電話番号		
	現住所	〒 -			
送付を希望 する特産品		第1希望	第2希望	第3希望	
	申請用No.				
<p><b>【関係書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市外の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し（学生証、在学証明書等）</li> <li>・ 対象者が市外に居住していることを証明する書類等の写し（住民票、アパート等賃貸借契約書の写し、公共料金の支払いの写し、入寮証明書等）</li> </ul> <p>申請にあたり、次の事項に同意します。また、次の事項について対象者又は保護者等の同意を得ていることを誓います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が申請書の内容について、住民基本台帳等により確認すること。</li> <li>・ 市が学生の在学等の情報について、大学等に確認すること。</li> <li>・ 市が申請書の内容を、特産品等の発送等を委託する業者へ情報提供すること。</li> </ul>					

**【関係書類貼付欄】**

- ※ 貼付（のり付け等）せず、書類をそのまま送付してもらっても結構です。
- ※ 関係書類は、その内容が分かるよう画像データ（推奨：JPEG形式）として取り込み、下表に添付の上、提出することもできます。

市外の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し

対象者（学生）が市外に居住していることを証明する書類等の写し

第2号様式（第4条関係）

大垣市ハートフル学生応援事業申請書（市内学生用）

令和 年 月 日

大垣市長 様

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_

※ 学生本人または保護者等の方が申請できます。

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

対象者（学生）の 情報	(フリガナ) 氏 名	( )	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)	
	現住所 (発送先)	〒 -			
	学校名 (学年)	( 年)			
	電話番号		メー ル ア ド レ ス		
保護者等 の情報	(フリガナ) 氏 名	( )	電話番号		
	現住所	〒 -			
送付を希望 する特産品		第1希望	第2希望	第3希望	
	申請用No.				
<p><b>【関係書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し（学生証、在学証明書等）</li> <li>・ 対象者が<u>市内に居住</u>していることを証明する書類等の写し（住民票、アパート等賃貸借契約書の写し、公共料金の支払いの写し、入寮証明書等）</li> <li>・ 保護者等が市外に居住していることを証明する書類等の写し（住民票、アパート等賃貸借契約書の写し、公共料金の支払いの写し 等）</li> </ul>					

申請にあたり、次の事項に同意します。また、次の事項について対象者又は保護者等の同意を得ていることを誓います。

- ・ 市が申請書の内容について、住民基本台帳等により確認すること。
- ・ 市が学生の在学等の情報について、大学等に確認すること。
- ・ 市が申請書の内容を、特産品等の発送等を担う業者へ情報提供すること。

**【関係書類貼付欄】**

- ※ 貼付（のり付け等）せず、書類をそのまま送付してもらっても結構です。
- ※ 関係書類は、その内容が分かるよう画像データ（推奨：JPEG形式）として取り込み、下表に添付の上、提出することもできます。

市内の大学等に在学中であることを証明する書類等の写し
対象者（学生）が市内に居住していることを証明する書類の写し
保護者等が市外に居住していることを証明する書類等の写し

第3号様式（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

大垣市長 印

大垣市ハートフル学生応援事業特産品等の送付通知書

年 月 日付けで申請いただいた大垣市ハートフル学生応援事業について、本市の特産品等を送付することとしましたので、本書のとおり通知します。

送付する特産品

第 希望 << >>



第4号様式（第5条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

大垣市長 印

大垣市ハートフル学生応援事業特産品等送付不可通知書

年 月 日付けで申請いただいた大垣市ハートフル学生応援事業について、本市の特産品等を送付しないこととしましたので、本書のとおり通知します。

理由：

第5号様式（第6条関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

大垣市長 印

大垣市ハートフル学生応援事業送付取消通知書

年 月 日付け 第 号大垣市ハートフル学生応援事業特産品等の送付通知書について、送付の決定を取り消しましたので、本書のとおり通知します。

1 取消年月日 年 月 日

2 取消事由 大垣市ハートフル学生応援事業実施要綱第6条第1項第 号  
に該当するため